

厚生労働省

01. 実践型地域雇用創造事業
02. 地域雇用開発助成金
03. 農林漁業就職総合支援事業
04. 離職者等の再就職に資する総合的な職業能力開発プログラムの展開
05. 救急医療体制の整備等
06. へき地保健医療対策事業
07. 医療施設等施設整備費補助金、医療施設等設備整備費補助金
08. 保育環境改善等事業
09. 地域福祉等推進特別支援事業
10. 安心生活基盤構築事業（安心生活創造推進事業）
11. 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
12. 地域介護・福祉空間整備推進交付金
13. 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進
14. 高齢者地域福祉推進事業
15. 高齢者生きがい活動促進事業

## 厚生労働省 1

施策名	実践型地域雇用創造事業	予算額(百万円)	7,007
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	地域雇用開発促進法(昭和62年3月31日法律第23号)第10条 地域雇用開発促進法施行規則第8条		
概要	雇用機会が不足している地域における自発的な雇用創造の取組を支援するため、地方公共団体の産業振興施策や各府省の地域再生関連施策等との連携の下に、地域協議会が提案した雇用対策に係る事業構想の中から、雇用創造効果が高いと認められるものや波及的に地域の雇用機会を増大させる効果が見込まれる地域の産業及び経済の活性化等に資すると認められるものをコンテスト方式により選抜し、事業の実施を委託する。		
対象者	地域雇用創造協議会(同意自発雇用創造地域の市町村、地域の経済団体等で構成)		
対象事業	<p>【対象地域】 地域雇用開発促進法第6条の定める自発雇用創造地域(雇用創造に向けた意欲が高い地域)であること。</p> <p>【対象事業】 地域関係者の創意工夫により、地域それぞれの経営戦略や人材ニーズを踏まえた事業を独自の事業の実施が可能となっているが、雇用安定事業又は能力開発事業として行う事業であることが必要となる。 地域の創意工夫による以下の雇用対策事業を策定、実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○雇用拡大メニュー(事業主向け)</li> <li>○人材育成メニュー(人材育成メニュー)</li> <li>○就職促進メニュー</li> <li>○雇用創出実践メニュー</li> </ul>		
支援内容	<p>【実施地域】同意自発雇用創造地域</p> <p>【実施期間】3年度以内</p> <p>【事業規模】1地域あたり各年度2億円を上限とする</p>		
変更のポイント	-		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域雇用創造協議会が、事業構想を提案する。</li> <li>・国は、提案された事業構想の中から雇用創造効果の高いものを選抜する。</li> <li>・都道府県労働局は選抜された協議会に事業を委託する。</li> </ul> <p>【平成25年度の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○第1次募集 <ul style="list-style-type: none"> <li>・2月上旬～3月上旬 事業構想書の募集</li> <li>・3月下旬～4月上旬 厚生労働省による事業構想のヒアリング</li> <li>・7月1日～ 事業開始</li> </ul> </li> <li>○第2次募集 <ul style="list-style-type: none"> <li>・6月中旬～7月上旬 事業構想書の募集</li> <li>・7月下旬～8月上旬 厚生労働省による事業構想のヒアリング</li> <li>・12月1日～ 事業開始</li> </ul> </li> </ul>		
備考	-		
連絡先	<p>厚生労働省 TEL: 03-5253-1111(内線5795)</p> <p>職業安定局 FAX: 03-3502-0516</p> <p>雇用開発課 URL: <a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/chiiki-koyou/index.html">http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/chiiki-koyou/index.html</a></p> <p>地域雇用対策室</p>		

## 厚生労働省 2

施策名	地域雇用開発助成金	予算額(百万円)	11,129
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	雇用保険法第62条 雇用保険法施行規則第112条		
概要	地域雇用開発促進法に基づく雇用情勢の特に厳しい地域である雇用開発促進地域その他の雇用開発が必要な地域において、創業への支援を含め、事業所の設置・整備に伴い地域の求職者を雇い入れる事業主に対して助成を実施。		
対象者	事業主		
対象事業	<p>【地域雇用開発奨励金(仮称)】 【実施地域】雇用開発促進地域等 【実施期間】1年ごとに3回の助成</p> <p>【沖縄若年者雇用促進奨励金】 【実施地域】沖縄県 【実施期間】1年間(対象労働者等の定着状況が特に優良な場合には2年間)</p> <p>【地域求職者雇用奨励金】(経過措置) 【実施地域】雇用開発促進地域等 【実施期間】1年ごとに3回の助成</p> <p>【地域再生中小企業創業助成金】(経過措置) 【実施地域】21道県(北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)</p>		
支援内容	<p>【地域雇用開発奨励金】 事業所の設置・整備を行い、併せて地域求職者を雇い入れた事業主に対して、設置・整備費用及び増加した労働者数に応じて一定額を助成 ※ 計画書提出前日と比較した完了日時点における人数</p> <p>【沖縄若年者雇用促進奨励金】 ・計画日から完了日までの間(以下「計画期間」という。)において、事業所の設置・整備に伴い、沖縄県に居住する35歳未満の若年求職者(以下「沖縄若年求職者」という。)を3人以上雇い入れた事業主に対し、賃金に相当する額の1/4(中小企業については1/3)を支給 ・計画期間に沖縄若年求職者に加え、沖縄県内に居住する新規学卒者を雇い入れた中小企業の事業主に対し、当該新規学卒者に支払った賃金に相当する額の1/3(1年間に限る。)を支給</p> <p>限度額：対象者一人につき、年間120万円</p> <p>【地域求職者雇用奨励金】(経過措置) 事業所の設置・整備に伴い雇い入れた地域求職者の人数(3人(創業事業主は2人)以上)及び設置・整備に要した費用に応じて、一定額を助成</p> <p>【地域再生中小企業創業助成金】(経過措置) 【支給額】 ※実施地域のうち下線を引いた10道県 ①創業支援金：対象経費(事業計画作成経費、職業能力開発経費、設備・運営経費)の1/2(雇入れ5人以上で上限500万円、5人未満で300万円) ②雇い入れ助成金：一般被保険者1人当たり60万円 ※上記下線以外の11県 ①創業支援金：対象経費(事業計画作成経費、職業能力開発経費、設備・運営経費)の1/3(雇入れ5人以上で上限250万円、5人未満で150万円) ②雇い入れ助成金：一般被保険者1人当たり30万円</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画書の認定申請を管轄都道府県労働局長に行う。</li> <li>・雇い入れが完了した後、支給申請を行う。</li> </ul>		
備考	—		
連絡先	厚生労働省 職業安定局 雇用開発課 地域雇用対策室	TEL：03-5253-1111(内線5845) FAX：03-3502-0516 URL： <a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/kovou/chiiki-kovou/index.html">http://www.mhlw.go.jp/bunya/kovou/chiiki-kovou/index.html</a>	

### 厚生労働省 3

施策名	農林漁業就職総合支援事業	予算額(百万円)	958
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	雇用保険法第62条第1項第5号		
概要	<p>【農林漁業就業支援事業】 就職支援ナビゲーターを配置し、農林水産省等関係機関との連携による求人情報等の収集提供、合同企業面接会・ガイダンス等を実施するとともに農林漁業が盛んな地域及び大都市圏ハローワークに「農林漁業就職支援コーナー」を設置し、職業相談等を実施。また、農山村地域等からの出稼労働者についてもきめ細かな職業相談を実施するとともに、現地選考、説明会を開催する事業所への支援を実施する。</p> <p>【農林漁業職場定着支援事業】 農業法人、林業事業体に対する雇用管理に関する相談・助言・指導等を実施。林業求職者に対しては、林業就業に懸かる基本的な知識の付与や実習を行う20日間程度の林業就業支援講習を実施。また、震災により農漁業から離職した中高年齢者であって、岩手県、宮城県、福島県の農業法人又は漁業経営体等に雇用された者に対して講習を実施。</p>		
対象者	<p>【農林漁業就業支援事業】 農林漁業への就業等を希望する者</p> <p>【農林漁業職場定着支援事業】 農業法人、林業事業体及び林業への就業を希望する者、漁業経営体</p>		
対象事業	-		
支援内容	<p>【農林漁業就業支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハローワークの農林漁業就職支援コーナー等における専門的な職業相談等</li> <li>・農林漁業合同企業面接会及び就職ガイダンスの実施</li> </ul> <p>【農林漁業職場定着支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林業就業に係る基本的な知識の付与や実習を行う20日間程度の講習</li> <li>・農業法人、林業事業体に対する雇用管理に関する相談・助言・指導</li> <li>・被災地で雇い入れられた農漁業者への職業的知識を付与するための支援講習及び講習を受講させた事業主への奨励金の支給</li> </ul>		
変更のポイント	-		
支援手続スケジュール (予定でも可)	-		
備考	-		
連絡先	厚生労働省 職業安定局 雇用開発課 農山村雇用対策室	TEL : 03-3595-3298 FAX : 03-3502-2278 URL :	

## 厚生労働省 4

施策名	離職者等の再就職に資する総合的な職業能力開発プログラムの展開	予算額(百万円)	31,788の内数
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	雇用保険法第63条第1項第2号及び第7号		
概要	離職者に対し、綿密なキャリアコンサルティング、多様な職業訓練機会の提供等、就職に至るまでの一貫した総合的な支援プログラムを、専門学校、事業主、事業主団体等様々な民間機関を活用するなど、離職者等の多様なニーズに応じた支援メニューの提供を通じ、早期就職促進を図る。		
対象者	対象者：離職者等 委託・補助先：都道府県等 → 民間教育訓練機関等 ※ 都道府県等を通じ、民間教育訓練機関等に委託することにより離職者等に対する職業訓練を実施		
対象事業	都道府県等は、求職者向けに以下の訓練を実施する。 (1) 知識等習得コース (2) 実践的人材育成コース (3) 資格取得コース (4) 母子家庭の母等の特性に応じた訓練コース (5) 刑務所出所者向け職業訓練コース (6) 定住外国人向け職業訓練コース (7) 委託訓練活用型デュアルシステムコース		
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 求職者を対象とした綿密なキャリアコンサルティング等の支援</li> <li>● 訓練コースの種類 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 知識等習得コース 求職者に必要な知識・技能等の職業能力を付与するための訓練コース</li> <li>(2) 実践的人材育成コース 企業において中核的な役割を果たす人材等の高い仕上がり像を目指す訓練コース</li> <li>(3) 資格取得コース 介護福祉士等の資格の取得を目的とした訓練コース</li> <li>(4) 母子家庭の母等の特性に応じた訓練コース 配偶者等からの暴力により、精神的なダメージ等を負った母子家庭の母等に対する情報通信分野の基礎力に係る訓練コース</li> <li>(5) 刑務所出所者向け職業訓練コース 刑務所出所者に対する農作業等に係る訓練コース</li> <li>(6) 定住外国人向け職業訓練コース 定住外国人向けに日本語能力等に配慮した訓練コース</li> <li>(7) 委託訓練活用型デュアルシステムコース 座学と職場実習を組み合わせた訓練コース</li> </ul> </li> <li>● 訓練受講生に対する早期就職支援等</li> </ul>		
変更のポイント	-		
支援手続スケジュール(予定でも可)	公共職業安定所求職者(離職者)を対象とし、職業相談を通じて公共職業訓練の受講が必要と公共職業安定所長が認めた場合に、公共職業安定所長の受講あっせんにより受講することができる。		
備考	-		
連絡先	厚生労働省 職業能力開発局能力開発課	TEL : 03-3502-6957 FAX : 03-3502-2630	

## 厚生労働省 5

施策名	救急医療体制の整備等	予算額(百万円)	22,700の内数
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	地域における救急医療体制の確保と安心して出産に臨める医療環境の実現に向けた体制の整備を図るため、都道府県が行う事業に対し財政支援を行う。		
対象者	別紙1参照		
対象事業	別紙1参照		
支援内容	運営事業に対する支援（補助率は、別紙1参照）		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>国庫補助を受ける手順は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 都道府県が国に事業計画書を提出する。</li> <li>② 国が提出された事業計画書を審査したうえで都道府県に交付額の内示をする。</li> <li>③ 都道府県が交付申請書を提出する。</li> <li>④ 国が提出された交付申請書を審査したうえで都道府県に対し交付決定をする。</li> </ol>		
備考	—		
連絡先	厚生労働省医政局指導課 救急・周産期医療等対策室	TEL : 03-3595-2194 FAX : 03-3503-8562 URL :	

	事業名	交付先	補助率
1	小児救急電話相談事業	都道府県（委託を含む）	1/2
2	小児初期救急センター運営事業	都道府県（間接補助先：市町村、その他厚生労働大臣が認める者）	1/3
3	小児救急地域医師研修事業	都道府県（委託を含む）	1/2
4	管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業	都道府県（間接補助先：市町村、その他厚生労働大臣が認める者）	1/3
5	受入困難事案患者受入医療機関支援事業	都道府県（間接補助先：市町村、その他厚生労働大臣が認める者）	1/3
6	共同利用型病院運営事業	都道府県（間接補助先：市町村、その他厚生労働大臣が認める者）	1/3
7	小児救急医療支援事業	都道府県（間接補助先：市町村、その他厚生労働大臣が認める者）	1/3
8	小児救急医療拠点病院運営事業	都道府県（間接補助先：市町村、その他厚生労働大臣が認める者）	1/2
9	ヘリコプター等添乗医師等確保事業	都道府県（間接補助先：市町村、その他厚生労働大臣が認める者）	1/3
10	救急医療専門領域医師研修事業	都道府県（委託を含む）	1/2
11	救命救急センター運営事業	都道府県（間接補助先：厚生労働大臣が認める者〈公立分除く〉）	1/3
12	救急勤務医支援事業	都道府県（間接補助先：厚生労働大臣が認める者）	1/3
13	救急医療情報センター	都道府県（委託を含む）	1/3
14	救急患者受入コーディネーター事業	都道府県（委託を含む）	1/2
15	小児救命救急センター運営事業	都道府県（間接補助先：市町村、その他厚生労働大臣が認める者）	1/3
16	小児集中治療室医療従事者研修事業	都道府県（間接補助先：市町村、その他厚生労働大臣が認める者）	1/2
17	ドクターヘリ導入促進事業	都道府県（間接補助先：市町村、その他厚生労働大臣が認める者）	1/2
18	救急救命士病院実習受入促進事業	都道府県（間接補助先：市町村、その他厚生労働大臣が認める者）	1/2
19	自動体外式除細動機（AED）の普及啓発事業	都道府県（委託を含む）	1/2
20	救急患者退院コーディネーター事業	都道府県（間接補助先：市町村、その他厚生労働大臣が認める者）	1/3
21	周産期医療対策事業	都道府県	1/2、1/3
22	周産期母子医療センター運営事業	都道府県（間接補助先：厚生労働大臣が認める者）	1/3
23	新生児医療担当医確保支援事業	都道府県（間接補助先：市町村、その他厚生労働大臣が認める者）	1/3
24	地域療育支援施設運営事業	都道府県（間接補助先：市町村、その他厚生労働大臣が認める者）	1/2
25	日中一時支援事業	都道府県（間接補助先：市町村、その他厚生労働大臣が認める者）	1/3
26	救急・周産期医療情報システム機能強化事業	都道府県（委託を含む）	1/2
27	産科医等育成支援事業	都道府県（間接補助先：市町村、その他厚生労働大臣が認める者）	1/3
28	産科医等確保支援事業	都道府県（間接補助先：市町村、その他厚生労働大臣が認める者）	1/3



## 厚生労働省 6

施策名	へき地保健医療対策事業	予算額(百万円)	3,697
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	—		
概要	へき地診療所、巡回診療等の事業を実施し、山村、離島等の住民の医療を確保を図るもの。		
対象者	都道府県、市町村、事業者		
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・へき地医療支援機構運営事業</li> <li>・へき地医療拠点病院群運営事業</li> <li>・巡回診療事業</li> <li>・産科医療機関確保事業</li> <li>・へき地患者輸送車（艇）運行支援事業</li> </ul>		
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・へき地医療支援機構の運営事業に対する補助（補助率：1/2）</li> <li>・へき地医療拠点病院群の運営事業に対する補助（補助率：1/2、1/3、2/3）</li> <li>・巡回診療の運営事業に対する補助（補助率：1/2、1/3、2/3、3/4）</li> <li>・へき地保健医療情報システム運営事業に対する補助（補助率：1/2、1/3、2/3）</li> <li>・産科医療機関の運営事業に対する補助（補助率：1/2）</li> <li>・へき地患者輸送車（艇）の運行支援に対する補助（補助率：1/2）</li> </ul>		
変更のポイント	へき地患者輸送車（艇）運行支援事業の追加		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>国庫補助を受ける手順は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 補助事業者が都道府県へ交付申請を行う。</li> <li>② 都道府県は①を取りまとめ、国へ交付申請を行う。</li> <li>③ 国は②の申請を審査し、都道府県へ交付決定を行う。</li> </ol>		
備考	—		
連絡先	厚生労働省医政局指導課 救急・周産期医療等対策室	TEL：03-3595-2194 FAX：03-3503-8562 URL：	

## 厚生労働省 7

施策名	医療施設等施設整備費補助金 医療施設等設備整備費補助金	予算額(百万円)	1,040
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	山村、離島等において医療の提供を行う施設等の建物、医療機器等の整備を実施し、山村、離島等の住民の医療の確保を図るもの。		
対象者	都道府県、市町村、事業者		
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・へき地医療拠点病院群施設・設備整備事業</li> <li>・研修医のための研修施設整備事業</li> <li>・臨床研修病院施設整備事業</li> <li>・医師臨床研修病院研修医環境整備事業</li> <li>・離島等患者宿泊施設施設・設備整備事業</li> <li>・産科医療機関施設・設備整備事業</li> <li>・遠隔医療設備整備事業</li> <li>・臨床研修病院支援システム設備整備事業</li> <li>・へき地・離島診療支援システム設備整備事業</li> <li>・死亡時画像診断システム施設・設備整備事業</li> <li>・在宅介護者への歯科口腔保健推進設備整備事業</li> </ul>		
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・へき地医療拠点病院群施設・設備整備に対する補助(補助率:1/2、1/3、3/4)</li> <li>・研修医のための研修施設整備に対する補助(補助率:1/2)</li> <li>・臨床研修病院施設整備に対する補助(補助率:1/2)</li> <li>・医師臨床研修病院研修医環境整備に対する補助(補助率:1/3)</li> <li>・離島等患者宿泊施設施設・設備整備に対する補助(補助率:1/3)</li> <li>・産科医療機関施設・設備整備に対する補助(補助率:1/2、1/3)</li> <li>・遠隔医療設備整備に対する補助(補助率:1/2)</li> <li>・臨床研修病院支援システム設備整備に対する補助(補助率:1/2)</li> <li>・へき地・離島診療支援システム設備整備に対する補助(補助率:1/2)</li> <li>・死亡時画像診断システム施設・設備整備に対する補助(補助率:1/2)</li> <li>・在宅介護者への歯科口腔保健推進設備整備事業(補助率:1/2)</li> </ul>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>国庫補助を受ける手順は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 補助事業者が都道府県へ事業計画書を提出する。</li> <li>② 都道府県は①を取りまとめ、国へ提出する。</li> <li>③ 国は②の申請を審査し、都道府県へ交付決定の内示を行う。</li> <li>④ 都道府県から国へ③の額の範囲内で交付申請を行う。</li> <li>⑤ 国は④の申請を審査し、都道府県へ交付決定を行う。</li> </ol>		
備考	—		
連絡先	厚生労働省医政局指導課 救急・周産期医療等対策室	TEL : 03-3595-2194 FAX : 03-3503-8562 URL :	

## 厚生労働省 8

施 策 名	保育環境改善等事業	予算額(百万円)	137
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概 要	駅前等の利便性の高い場所にある既存の建物を活用して、保育所や保育所分園等を設置するなど保育を実施する施設の設置を促進し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。		
対 象 者	市区町村又は保育所を経営する者		
対象事業	保育サービス等の推進のため、駅前の利便性の高い場所などにある賃貸建物等に、保育サービス提供施設を設置するための環境改善等に必要な準備経費を助成する。		
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 補助率 1 / 3 (都道府県 1 / 3、市町村 1 / 3、指定都市等 2 / 3)</li> <li>○ 補助単価 (1事業当たり年額) 基本改善事業 7, 000千円 環境改善事業 1, 000千円</li> </ul>		
変更の ポイント	—		
支援手続 スケジュール (予定でも可)	<p>補助金交付を受ける手順は、以下のとおり。</p> <p>5月 ・厚生労働省より、交付要綱等の発出</p> <p>6月 ・都道府県(管内市町村取りまとめ)、指定都市、中核市より、交付申請書を厚生労働省へ提出</p> <p>7月以降 ・厚生労働省より、都道府県、指定都市、中核市に対して交付決定</p> <p>随時 ・都道府県(管内市区町村取りまとめ)、指定都市、中核市より、事業実績報告を厚生労働省へ提出</p> <p>・事業実績報告により補助金の交付額を確定</p>		
備 考	—		
連絡先	厚生労働省 雇用均等・児童家庭局保育課	TEL : 03-3595-2542 FAX : 03-3595-2674 URL :	

## 厚生労働省 9

施 策 名	地域福祉等推進特別支援事業	予算額(百万円)	25,000の内数
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概 要	<p>従来より実施している本事業は、25年度より「安心生活基盤構築事業」実施に向けた準備事業として位置づけるとともに、近年課題となっている熱中症対策（猛暑、節電時）、災害時要援護者支援対策など、地域における今日的課題の解決のための先駆的取組への支援に重点化する。</p>		
対 象 者	都道府県、市区町村、社会福祉法人、NPO法人、公益法人、その他厚生労働大臣が適当と認める団体		
対象事業	<p>地域福祉等推進特別支援事業実施要領記載の対象事業は以下の通り</p> <p>(1)地域福祉推進特別支援事業  (ア)抜け漏れのない実態把握事業  (イ)生活課題検討・調整事業  (ウ)抜け漏れのない支援実施事業  (エ)地域支援活性化事業  (オ)住民参加型まちづくり普及啓発事業  (カ)熱中症の予防に資する事業  (キ)災害時要援護者の支援に関する事業  (ク)その他の地域福祉活動を推進する事業</p>		
支援内容	<p>セーフティネット支援対策等事業費補助金25,000百万円の内数  補助率：国1/2、都道府県（市区町村）1/2</p>		
変更の ポイント	—		
支援手続 スケジュール (予定でも可)	<p>①5月末までに厚生労働省に交付申請書を提出  ②厚生労働省は、上記①の内容を審査の上、交付決定</p>		
備 考	—		
連絡先	厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課	TEL：03-5253-1111（内線2859） FAX：03-3592-1459	

## 厚生労働省 10

施策名	安心生活基盤構築事業 (安心生活創造推進事業)	予算額(百万円)	25,000の内数
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	—		
概要	<p>平成21年度から3年間のモデル事業として実施した「安心生活創造事業」(一人暮らし世帯等への「基盤支援」(「見守り」・「買物支援」)を行うことにより、一人暮らし世帯等が地域で安心・継続して暮らせる地域づくりを行う)を基本に、既存の地域福祉関連事業を組み替え総合的な地域福祉推進施策とした。</p> <p>具体的には、地域住民の参加による地域づくりを通じて社会的孤立を防ぎ、誰もが安心して生活できる基盤を構築するため、抜け漏れのない把握や総合相談支援、居場所づくり、権利擁護の推進等、住民生活に関わる福祉関連事業をあわせて総合的に実施する。</p>		
対象者	都道府県、市区町村		
対象事業	<p>安心生活基盤構築事業実施要領記載の対象事業は以下の通り</p> <p>安心生活創造推進事業 基本事業 ア 抜け漏れのない実態把握事業 イ 生活課題検討・調整事業 ウ 抜け漏れのない支援実施事業 エ 地域支援活性化事業 オ 住民参加型まちづくり普及啓発事業 カ 自主財源確保事業</p> <p>選択的事業 ア 福祉横断的相談支援事業 イ 福祉横断的包括的サービス提供事業 ウ 権利擁護推進センター等事業 エ その他地域の実情に応じた事業</p>		
支援内容	セーフティネット支援対策等事業費補助金25,000百万円の内数 補助率：定額補助(上限あり)		
変更のポイント	既存の地域福祉関連事業を集約化し、総合的な地域福祉推進施策とした。		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>①5月末までに厚生労働省に交付申請書を提出</p> <p>②厚生労働省は、上記①の内容を審査の上、交付決定</p>		
備考	—		
連絡先	厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課	TEL：03-5253-1111(内線2859) FAX：03-3592-1459	

## 厚生労働省 1 1

施策名	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	予算額(百万円)	4,015
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第64号）		
概要	地域における効率的な介護サービス基盤の整備を推進するため、市町村における先進的な取組や、地域ケア体制の計画的な整備を支援。		
対象者	市町村		
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都市型軽費老人ホーム整備事業</li> <li>○施設内保育施設整備事業</li> <li>○緊急ショートステイの整備事業</li> <li>○市町村提案事業</li> <li>○小規模な養護老人ホーム整備事業</li> <li>○地域支え合いセンター整備事業</li> <li>○介護療養型医療施設等転換整備事業</li> </ul>		
支援内容	<p>公的介護施設等の施設及び設備等の整備事業の実施のため、特に必要と認められる場合、交付金を交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○都市型軽費老人ホーム整備事業 1,500千円×整備床数</li> <li>○施設内保育施設整備事業 10,000千円×施設数</li> <li>○緊急ショートステイの整備事業 1,000千円×整備床数</li> <li>○市町村提案事業 30,000千円×施設数</li> <li>○小規模な養護老人ホーム整備事業 2,000千円×整備床数</li> <li>○地域支え合いセンター整備事業 (創設) 30,000千円×施設数 (改修) 6,500千円×施設数</li> <li>○介護療養型医療施設等転換整備事業 (創設) 1,700千円×転換床数 (改築) 2,100千円×転換床数 (改修) 850千円×転換床数</li> </ul>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<ol style="list-style-type: none"> <li>①市町村において先進的事業等整備計画又は介護療養型医療施設等転換整備計画を策定</li> <li>②計画を国に提出（都道府県を經由）</li> <li>③国において計画の受理、審査</li> <li>④配分基礎単価により、交付金を算定の上、各市町村へ交付。</li> </ol>		
備考	—		
連絡先	厚生労働省 老健局高齢者支援課	TEL : FAX : URL :	03-3595-2888 03-3595-3670

## 厚生労働省 1 2

施策名	地域介護・福祉空間整備推進交付金	予算額(百万円)	1,110
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第64号）		
概要	地域における介護サービス基盤の実効的な整備を図るため、地域密着型サービス等の導入に必要な不可欠な設備やシステムに要する経費などに対して助成する。		
対象者	市町村		
対象事業	<p>地域密着型サービス等の導入や先進的事業支援特例交付金による先進的事業の実施のため、特に必要と認められる場合、設備やシステムに要する経費を助成するために交付金を交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施のために必要な事業 10,000千円×施設数</li> <li>○高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業 3,000千円×施設数</li> <li>○「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業 3,000千円×施設数</li> <li>○地域のサービス資源と高齢者の住まいとの連携を推進する事業 3,000千円×施設数</li> <li>○その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業 3,000千円×施設数</li> <li>○都市型軽費老人ホーム等の開設のために必要な事業 300千円×整備床数</li> <li>○介護療養型医療施設の改修等による老人保健施設等への転換整備に必要な事業 150千円×整備床数</li> <li>○訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な事業 3,000千円×施設数</li> </ul>		
支援内容	<p>地域密着型サービス等の導入や先進的事業支援特例交付金による先進的事業の実施のため、特に必要と認められる場合、設備やシステムに要する経費を助成するために交付金を交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施のために必要な事業 20,000千円</li> <li>○高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業 3,000千円</li> <li>○「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業 3,000千円</li> <li>○地域のサービス資源と高齢者の住まいとの連携を推進する事業 3,000千円</li> <li>○その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業 3,000千円</li> <li>○都市型軽費老人ホーム等の開設のために必要な事業 300千円</li> <li>○介護療養型医療施設の改修等による老人保健施設等への転換整備に必要な事業 150千円</li> <li>○訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な事業 3,000千円</li> </ul>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<ol style="list-style-type: none"> <li>①市町村において先進的事業等整備計画を策定</li> <li>②計画を国に提出（都道府県を經由）</li> <li>③国において計画の受理、審査</li> <li>④配分基礎単価により、交付金を算定の上、各市町村へ交付。</li> </ol>		
備考	—		
連絡先	厚生労働省 老健局高齢者支援課	TEL : FAX : URL :	03-3595-2888 03-3595-3670

## 厚生労働省 13

施 策 名	「高齢者活力創造」 地域再生プロジェクトの推進	予算額(百万円)	(1) 4,015 (2) 1,110 (3) 1,590
		区分(新規・継続・変更)	(1) 新規 (2) 、 (3) 継続
根拠法令等	<p>(1) (2) 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第64号）</p> <p>(3) ○ 老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）交付要綱（平成15年6月9日厚生労働省発老第0609001号事務次官通知） ○ 老人保健健康増進等事業実施要綱（平成15年5月21日老発05211001号老健局長通知）</p>		
概 要	<p>(1) 高齢者が利用しやすく、地域に密着した介護サービス等の拠点を整備する。 (2) 高齢者と子どもとの共生型サービス等、地域における包括的なサービスを推進する。 (3) 認定地域再生計画を踏まえ、地方の大学と連携し、高齢者保健福祉の増進の観点から介護サービスの充実や介護予防の推進など、各種の先駆的・試行的事業を老人保健健康増進等事業にて実施する場合、事業の採択に当たり一定程度配慮する。</p>		
対 象 者	<p>(1) ・ (2) 市町村 (3) 都道府県、市町村、厚生労働大臣が特に必要と認めた法人</p>		
対象事業	<p>(1) ○都市型軽費老人ホーム整備事業 ○施設内保育施設整備事業 ○緊急ショートステイの整備事業 ○市町村提案事業 ○小規模な養護老人ホーム整備事業 ○地域支え合いセンター整備事業 ○介護療養型医療施設等転換整備事業</p> <p>(2) ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施のために必要な事業 ○高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業 ○「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業 ○地域のサービス資源と高齢者の住まいとの連携を推進する事業 ○その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業 ○都市型軽費老人ホーム等の開設のために必要な事業 ○介護療養型医療施設の改修等による老人保健施設等への転換整備に必要な事業 ○訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な事業</p> <p>(3) ○ 介護保険制度の適正な運営・周知に寄与する調査研究事業（調査研究のテーマ52種） ○ 高齢者保健福祉施策の推進に寄与する調査研究事業（調査研究のテーマ54種）</p>		



<p>支援内容</p>	<p>(1)          公的介護施設等の施設及び設備等の整備事業の実施のため、特に必要と認められる場合、交付金を交付する。          ○都市型軽費老人ホーム整備事業 1,500千円×整備床数          ○施設内保育施設整備事業 10,000千円×施設数          ○緊急ショートステイの整備事業 1,000千円×整備床数          ○市町村提案事業 30,000千円×施設数          ○小規模な養護老人ホーム整備事業 2,000千円×整備床数          ○地域支え合いセンター整備事業 (創設) 30,000千円×施設数          (改修) 6,500千円×施設数          ○介護療養型医療施設等転換整備事業 (創設) 1,700千円×転換床数          (改築) 2,100千円×転換床数          (改修) 850千円×転換床数</p> <p>(2)          地域密着型サービス等の導入や先進的事業支援特例交付金による先進的事業の実施のため、特に必要と認められる場合、設備やシステムに要する経費を助成するために交付金を交付する。          ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施のために必要な事業 10,000千円×施設数          ○高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業 3,000千円×施設数          ○「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業 3,000千円×施設数          ○地域のサービス資源と高齢者の住まいとの連携を推進する事業 3,000千円×施設数          ○その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業 3,000千円×施設数          ○都市型軽費老人ホーム等の開設のために必要な事業 300千円×整備床数          ○介護療養型医療施設の改修等による老人保健施設等への転換整備に必要な事業 150千円×整備床数          ○訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な事業 3,000千円×施設数</p> <p>(3)          ○定額補助 (10/10)          ○交付基準額は1事業あたり2,000万円以内。</p>
<p>変更のポイント</p>	<p>—</p>
<p>支援手続スケジュール (予定でも可)</p>	<p>(1) (2)          ①市町村において先進的事業等整備計画又は介護療養型医療施設等転換整備計画を策定          ②計画を国に提出(都道府県を經由)          ③国において計画の受理、審査          ④配分基礎単価により、交付金を算定の上、各市町村へ交付。</p> <p>(3)          補助を受ける手順は、以下のとおり。          ①厚生労働省ホームページにて公募。          ②地方公共団体等が実施計画書(国庫補助協議書)を提出。          ③実施要綱に基づく「老人保健健康増進等事業評価委員会」を開催し、当該委員会が提出のあった事業計画を評価。          ④③の評価結果を受け、厚生労働大臣が予算の範囲内で補助金の交付を決定</p>
<p>備考</p>	<p>—</p>
<p>連絡先</p>	<p>厚生労働省 TEL: (1)(2)03-3595-2888          (3)03-3591-0954</p> <p>(1)(2) 老健局高齢者支援課 FAX: (1)(2)03-3595-3670          (3)03-3503-2740</p> <p>(3) 老健局総務課 URL: (3)  <a href="http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukush">http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukush</a></p>

## 厚生労働省 14

施策名	高齢者地域福祉推進事業	予算額(百万円)	2,760
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	在宅福祉事業費補助金交付要綱3(1)		
概要	老人クラブ活動等のより一層の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進することを目的とし、老人クラブが行う各種活動に対して助成を行う。		
対象者	老人クラブ		
対象事業	<p>以下のような老人クラブが行う事業が対象。</p> <p>○老人クラブ事業として、老人クラブが行う活動に対し市町村が行う助成事業に対して都道府県が補助する事業並びに老人クラブが行う活動に対し指定都市が行う助成事業及び老人クラブが行う活動に対し中核市が行う助成事業</p> <p>○市町村老人クラブ連合会事業として、市町村老人クラブ連合会が行う活動に対し市町村が行う助成事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市老人クラブ連合会が行う活動に対し指定都市が行う助成事業及び中核市老人クラブ連合会が行う活動に対し中核市が行う助成事業</p> <p>○都道府県老人クラブ連合会・指定都市老人クラブ連合会事業として、都道府県老人クラブ連合会が行う活動に対し都道府県が行う助成事業及び指定都市老人クラブ連合会が行う活動に対し指定都市が行う助成事業</p> <p>○その他、高齢者の生きがいと健康づくりに資するとともに、社会参加の促進を目的とするなど都道府県・指定都市老人クラブ連合会が行う事業について、都道府県老人クラブ連合会が行う活動に対し都道府県が行う助成事業及び指定都市老人クラブ連合会が行う活動に対し指定都市が行う助成事業</p>		
支援内容	<p>【補助率】</p> <p>○1/2(指定都市及び中核市が行う老人クラブ事業及び市町村老人クラブ連合会事業は1/3)</p> <p>【具体的内容】</p> <p>○老人クラブ事業 (対象経費) 事業の実施に必要な報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料</p> <p>○市町村老人クラブ連合会事業 (対象経費) 事業の実施に必要な給料、職員手当等、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料</p> <p>○都道府県・指定都市老人クラブ連合会事業 (対象経費) 事業の実施に必要な給料、職員手当等、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料</p> <p>○その他の生きがい、健康づくり及び社会参加の促進を目的とする事業 (対象経費) 事業の実施に必要な報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>補助を受ける手順は、以下のとおり。</p> <p>①各老人クラブは、実施主体が定める補助金交付要綱に基づき、実施主体の長が定める日までに交付申請を行う。</p> <p>②実施主体は各老人クラブの申請に対し、補助金交付決定を行い、その後、概算払いを行う。</p> <p>③実施主体は、厚生労働省が定める補助金交付要綱に基づき、厚生労働省の長が定める日までに交付申請を行う。</p> <p>④厚生労働省は、実施主体の申請に対し、補助金交付決定を行い、その後、概算払いを行う。</p>		
備考	—		
連絡先	厚生労働省 老健局振興課	TEL : 03-3595-2889 FAX : 03-3503-7894 URL :	

## 厚生労働省 15

施策名	高齢者生きがい活動促進事業	予算額(百万円)	47
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	—		
概要	<p>企業退職高齢者等が、地域社会の中で役割を持っていきいきと生活できるよう、有償ボランティア等による一定の収入を得ながら、自らの生きがいや健康づくりにもつながる活動を行い、同時に介護予防や生活支援のサービス基盤の整備となる活動を促進することを目的とし、市町村が把握する地域課題の解決に向けた高齢者の活動について、先駆的な取組みを全国に普及するためのモデル的な事業に対して助成を行う。</p>		
対象者	市町村		
対象事業	市町村が把握する地域課題の解決に向けた高齢者の活動について、先駆的な取組みを全国に普及するためのモデル的な事業		
支援内容	<p>市町村が把握する地域課題の解決に向けた高齢者の活動について、先駆的な取組みを全国に普及するためのモデル的な事業の立ち上げ費用に対する補助 1か所当たり：100万円</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	手続き方法等については、検討中		
備考	—		
連絡先	<p style="text-align: center;">厚生労働省 老健局振興課</p> <p style="text-align: right;">TEL : 03-3595-2889 FAX : 03-3503-7894 URL :</p>		